

議案第44号

飯能市税条例の一部を改正する条例（案）

飯能市税条例（昭和25年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第27条の7第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第29条の2第1項ただし書中「及び第29条の3の3第1項」を「並びに第29条の3の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第29条の3の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）（」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第29条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第16条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第36条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所

得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

- (3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第16条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

第29条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第47条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

附則第2条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第3条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7

年」を「令和１２年」に改める。

附則第３条の４中「又は第１４条の４第１項」を「、第１４条の３の２第１項又は第１４条の４第１項」に、「附則第５条の６第２項」を「附則第５条の６第３項又は第４項」に改める。

附則第５条の２中「附則第７条の２第４項」の次に「（法附則第７条の３第３項又は第４項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第６条の２第１０項から第１３項までの規定中「３分の２」を「２分の１」に改め、同条第１４項中「７分の６」を「５分の３」に改め、同条第１５項及び第１６項中「４分の３」を「３分の２」に改め、同条に次の１項を加える。

２６ 法附則第１５条の１１第１項に規定する条例で定める割合は、３分の１とする。

附則第１３条の２第２項中「附則第３４条の２第５項」を「附則第３４条の２第６項」に、「附則第３４条の２第１０項」を「附則第３４条の２第１２項」に改め、同条に次の１項を加える。

４ 第１項（第２項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第３１条の２第２項第１３号から第１５号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和３３年法律第３０号）第３条第１項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和４４年法律第５７号）第３条第１項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第９条第１項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成１５年法律第７７号）第５６条第１項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第１項又は第２項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第１４条の３の次に次の１条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第１４条の３の２ 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法

第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第26条第1項及び第2項並びに第27条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第27条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第27条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第14条の3の2第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 第27条の6から第27条の8まで、第27条の9第1項、附則第3条第1項及び附則第3条の3第1項の規定の適用については、第27条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項前段、第27条の8、第27条の9第1項、附則第3条第1項及び附則第3条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第28条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第14条の3の2第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第14条の3の2第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (4) 附則第1条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第14条の3の2第1項に規定する

特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第6条の2の改正規定 この条例の公布の日
- (2) 第47条の改正規定及び附則第3条の規定 令和9年4月1日
- (3) 第27条の7第2項の改正規定並びに附則第3条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第5条の2の改正規定及び附則第13条の2の改正規定並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日
- (4) 附則第3条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第14条の3の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の飯能市税条例（以下「新条例」という。）第29条の3の3第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第29条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の飯能市税条例第29条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 新条例附則第3条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含

む。)若しくは既存住宅(同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第6項に規定する認定住宅等(同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 前条第4号に掲げる規定による改正後の飯能市税条例附則第3条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び第5項において「4号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 前条第3号に掲げる規定による改正後の飯能市税条例附則第13条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が同号に掲げる規定の施行の日以後に行う同条第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 前条第4号に掲げる規定による改正後の飯能市税条例附則第14条の3の2の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税

について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第47条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

令和8年6月5日提出

飯能市長 新井重治

飯能市税条例新旧対照表

改正後	改正前
(寄附金税額控除) 第27条の7 省略 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。 (市民税の申告) 第29条の2 第16条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるも	(寄附金税額控除) 第27条の7 省略 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。 (市民税の申告) 第29条の2 第16条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるも

のに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第29条の3の2第1項第3号並びに第29条の3の3第1項及び第2項第4号において同じ。))

(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第27条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第17条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～9 省略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

のに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第29条の3の2第1項第3号及び第29条の3の3第1項において同じ。)) (前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第27条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第17条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～9 省略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第29条の3の2 所得税法第194条

第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 省略

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。次条第1項第2号において同じ。）

（合計所得金額が133万円以下であるものに限る。）の氏名

(3)～(4) 省略

2～4 省略

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の

第29条の3の2 所得税法第194条

第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 省略

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

(3)～(4) 省略

2～4 省略

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の

2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第5項及び第36条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

6 省略

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第29条の3の3 次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第36条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

6 省略

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第29条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第36条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得

を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受ける第16条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))をいう。次号及び次項第3号において同じ。)(退職手当等(第36条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号にお

(1) 当該公的年金等支払者の名称

(2) 特定配偶者の氏名

いて同じ。)に係る所得を有する者に限る。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第16条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公的年金等支払者の名称

(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当す

(4) その他施行規則で定める事項

る場合にはその旨及びその該当する
事実並びに寡婦又はひとり親に該当
する場合にはその旨

(3) 特定配偶者の氏名

(4) 扶養親族又は特定親族の氏名

(5) その他施行規則で定める事項

3 第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出することができる。

4 省略

5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の8において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 省略

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的

支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(固定資産税の免税点)

第47条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額の合計額が土地又は家屋については30万円、償却資産にあつては180万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第2条 平成30年度以後の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第27条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適

年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(固定資産税の免税点)

第47条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額の合計額が土地については30万円、家屋にあつては20万円、償却資産にあつては150万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第2条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第27条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規

用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）

第3条の3 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。）には、法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第27条の3及び第27条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 省略

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第3条の4 第27条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第27条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中

定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）

第3条の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）には、法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第27条の3及び第27条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 省略

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第3条の4 第27条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第27条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中

の所得について、附則第12条の3第1項、第12条の4第1項、第13条第1項、第14条第1項、第14条の2第1項、第14条の3第1項、<u>第14条の3の2第1項又は第14条の4第1項</u>の規定の適用を受けるときは、第27条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（<u>法附則第5条の6第3項又は第4項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。	の所得について、附則第12条の3第1項、第12条の4第1項、第13条第1項、第14条第1項、第14条の2第1項、第14条の3第1項<u>又は第14条の4第1項</u>の規定の適用を受けるときは、第27条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（<u>法附則第5条の6第2項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。
第5条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には、<u>法附則第7条の2第4項（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）</u>に規定するところにより控除すべき額を、第27条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。	第5条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には、<u>法附則第7条の2第4項</u>に規定するところにより控除すべき額を、第27条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。
（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）	（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）
第6条の2 省略	第6条の2 省略
2～9 省略	2～9 省略
10 法附則第15条第24項第1号イ	10 法附則第15条第24項第1号イ

に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 <u>2分の1</u> とする。	に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 <u>3分の2</u> とする。
1 1 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 <u>2分の1</u> とする。	1 1 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 <u>3分の2</u> とする。
1 2 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 <u>2分の1</u> とする。	1 2 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 <u>3分の2</u> とする。
1 3 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 <u>2分の1</u> とする。	1 3 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 <u>3分の2</u> とする。
1 4 法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 <u>5分の3</u> とする。	1 4 法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 <u>7分の6</u> とする。
1 5 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 <u>3分の2</u> とする。	1 5 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 <u>4分の3</u> とする。
1 6 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 <u>3分の2</u> とする。	1 6 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 <u>4分の3</u> とする。
1 7～2 5 省略	1 7～2 5 省略
2 6 <u>法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</u>	
(優良住宅地の造成等のために土地等	(優良住宅地の造成等のために土地等

を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る
市民税の課税の特例)

第13条の2 省略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 省略

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の

を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る
市民税の課税の特例)

第13条の2 省略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 省略

防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第14条の3の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第26条第1項及び第2項並びに第27条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用さ

れる第27条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第27条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第14条の3の2第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第27条の6から第27条の8まで、第27条の9第1項、附則第3条第1項及び附則第3条の3第1項の規定の適用については、第27条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項前段、第27条の8、第27条の9第1項、附則第3条第1項及び附則第3条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第28条の規定の適用について

は、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第14条の3の2第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第14条の3の2第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

- (4) 附則第1条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第14条の3の2第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

- 1 令和四年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第六項に規定する車両に対して課する固定資産税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「令和八年三月三十一日」とあるのは、「令和九年三月三十一日」とする。
- 5 令和五年四月一日から附則第一条第十三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得された同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第十五条第十三項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 令和六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第十八項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 7 令和六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第十五項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 8 平成二十八年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に旧法附則第十五条第三十一項に規定する農地中間管理機構が同項に規定する農地中間管理権を取得した同項に規定する土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 9 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第五十六号）の施行の日から令和八年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第三十五項に規定する機械装置等に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 10 令和四年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に新築された附則第八条に掲げる規定による改正前の地方税法（次項から第十三項までにおいて「旧法附則」という。）附則第十五条の第六項に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 11 令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に新築された旧法附則第十五条の六第二項に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 12 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）の施行の日から令和十一年三月三十一日までの間に新築された旧法附則第十五条の七第一項に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 13 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日から令和十一年三月三十一日までの間に新築された旧法附則第十五条の七第二項に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 11 平成三十年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に旧法附則第十五条の十一第一項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 15 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に取得（共有持分の取得を含む）が行われた新法附則第五十六条第十項に規定する土地に対して課する固定資産税に係る同項の規定の適用については、同項中「被災住宅用地（福島県の区域内にあるものに限り）」とあるのは、「被災住宅用地」とする。
- 16 平成二十三年三月三十一日から令和八年三月三十一日までの間に取得（共有持分の取得を含む）が行われた旧法附則第五十六条第十項に規定する土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 17 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に取得され、又は改築された新法附則第五十六条第十項に規定する家屋に対して課する固定資産税に係る同項の規定の適用については、同項中「家屋（福島県の区域内に所在し、又は所在していたものに限り）」とあるのは、「家屋」とする。
- 18 平成二十三年三月三十一日から令和八年三月三十一日までの間に取得され、又は改築された旧法附則第五十六条第十項に規定する家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 19 平成二十八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に取得（共有持分の取得を含む）又は改良が行われた旧法附則第五十六条第十二項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「令和八年三月三十一日」とあるのは、「令和九年三月三十一日」と、「附則第十五条（第二項を除く。）」とあるのは、「附則第十五条（第二項を除く。）」とする。
- 20 前項の規定の適用がある場合における新法附則第五十六条第十五項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「前項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）附則第十四条第九項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第一号の規定による改正前の地方税法附則第五十六条第十二項」と、「附則第十五条第十四項」とあるのは、「附則第十五条第十四項及びなおその効力を有することとされた法律（令和八年法律第二号）附則第十四条第九項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第一号の規定による改正前の地方税法附則第五十六条第十二項」とする。
- 第十五条 新法の規定中軽自動車税に関する部分（新法第四百六十一條の二の規定を除く。）は、令和八年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。
- 2 施行日前の三輪以上の軽自動車税の取得に対して課する軽自動車税の環境性能制については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第四百五十八條第一項、第四百五十九條第一項又は附則第五十七條第三項の規定により納税義務を免除される軽自動車税の環境性能制に係る地方団体の徴収金に係る旧法第四百五十八條第六項、第四百五十九條第二項若しくは附則第五十七條第四項の規定による還付又は旧法第四百五十八條第七項（旧法第四百五十九條第三項において準用する場合を含む。）若しくは附則第五十七條第五項の規定による充当については、なお従前の例による。
- 1 令和七年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。
- 5 前項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法附則第五十八條第五項、第七項又は第九項の規定により納税義務を免除される令和一年度分及び令和二年年度分の軽自動車税の種別割に係る地方団体の徴収金に係る同条第十項の規定による還付又は同条第十一項の規定による充当については、なお従前の例による。
- 6 新法附則第五十八條第一項から第三項までの規定の適用については、旧自動車持出困難区域は自動車等持出困難区域と、「十八年旧法附則第五十二條第一項第一号の規定による旧自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日（地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律の施行の日以後最初に総務大臣が同号の規定により指定して公示した旧自動車持出困難区域にあつては、平成二十三年三月三十一日）」は新法附則第五十四條第一項の規定による自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があった日と、それぞれみなす。
- 第十六条 新法附則第三十三條第五項の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び令和八年以後の年分の個人の事業（施行日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに令和八年前の年分の個人の事業及び令和八年前の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業税については、なお従前の例による。
- （都市計画税に関する経過措置）
- 第十七条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分（地方税法第七百二条の八第八項において準用する新法第三百七十四條の二の規定を除く。）は、令和八年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和七年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 2 令和六年四月一日から附則第一条第十三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得された同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第十五条第一項に規定する施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

する固定資産税については、なお従前の例による。

九 第一、条中地方税法第十六条の四第一、項の改正規定（第五号に掲げる改正規定を除く。） 情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十九号）
附則第一、条第三号に掲げる規定の施行の日

十 第二、条並びに附則第四条及び第十二条の規定 経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第号）の施行の日

十一 第一、条中地方税法附則第十五条第一、項の改正規定（令和八年三月三十一日）を（令和十年三月三十一日）に改める部分を除く。）並びに附則第十四条第三、項及び第十七条第二、項の規定 物流の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第号）の施行の日

十二 第一、条中地方税法附則第十五条第七、項の改正規定（第二、条第九号）を（第一、条第十号）に改める部分に限る。）同法附則第十五条第七、項の改正規定（同項を同条第十六、項とする部分を除く。）及び同条第四、十四、項の改正規定（同項を同条第四、十三、項とする部分を除く。） 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第号）の施行の日

十三 第一、条中地方税法附則第十一、条第七、項の改正規定（令和八年法律第号）の施行の日
三月三十一日）に改める部分を除く。）同条第十四、項の改正規定（令和八年三月三十一日）を（令和十一年三月三十一日）に改める部分を除く。）同条第十四、項の改正規定及び同法附則第十五条第十四、項の改正規定（令和八年三月三十一日）を（令和十一年三月三十一日）に改める部分及び同項を同条第十三、項とする部分を除く。）並びに附則第八、条第四、項、第十四、条第五、項及び第十七、条第三、項の規定 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第号）の施行の日

十四 第三、条並びに附則第五、条及び第十三、条の規定 産業技術力強化法の一部を改正する法律（令和八年法律第号）の施行の日

十五 第一、条中地方税法第七、十三、条の六第三、項及び第五、項並びに第七、十三、条の十四第八、項及び第九、項の改正規定 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第号）附則第一、条第二、号に掲げる規定の施行の日

十六 第一、条中地方税法附則第四条の五第一、項の改正規定（第四条第五、項第三、号）を（第四条第九、項第三、号）に改める部分に限る。）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十七号）附則第一、条第三、号に掲げる規定の施行の日

十七 第一、条中地方税法附則第三、条の三第三、項の改正規定（附則第三、十五、条の四）を（附則第三、十五、条の三の六）に改める部分に限る。）同法附則第五、条の五第五、項の改正規定（又は附則第三、十五、条の四第一、項の規定の適用を受けるとき）を（附則第三、十五、条の三の六第六、項又は附則第三、十五、条の四第一、項の規定の適用を受けるとき）に改める部分及び同項第五、号に係る部分に限る。）同条第二、項の改正規定（又は附則第三、十五、条の四第四、項の規定の適用を受けるとき）を（附則第三、十五、条の三の六第四、項又は附則第三、十五、条の四第五、項の規定の適用を受けるとき）に改める部分及び同項第五、号に係る部分に限る。）同法附則第三、十五、条の三の四を同法附則第三、十五、条の三の五とし、同条の次に二、条を加える改正規定（同法附則第三、十五、条の三の四を同法附則第三、十五、条の三の五とする部分を除く。）及び同法附則第三、十七、条の三を同法附則第三、十七、条の四とし、同法附則第三、十七、条の二の次に二、条を加える改正規定並びに附則第三、条第三、項及び第十六、項、第十一、条第十一、項及び第十三、項並びに第十八、条の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第号）の施行の日の属する年の翌々年の一月一日（記録命令付差押えに関する経過措置）

第二、条 前条第五号に掲げる規定の施行の日前に第一、条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第一章第十六、節の規定により記録命令付差押え（旧法第二、十二、条の四第一、項に規定する記録命令付差押えをいう。以下この条において同じ。）に係る旧法第二、十二、条の四第四、項に規定する許可が発せられた場合における当該記録命令付差押えについては、なお従前の例による。

第二十七条第一項第一号中「昭和十四年法律第四百十七号」を削る

第二百七十四條の次に一條を加える改正規定、同法第四百六十一條の二十八を同法第四百六十一

2

前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
第二十三條第一項（第七号から第九号まで、第十一号イ、第十二号ロ及び第十三号に係る部分に限る。）、第二十四條の五第一項（第二号に係る部分に限る。）、第三十四條第一項（第十号の二及び第十一号に係る部分に限る。）、及び第九項、第三十七條、附則第四條第四項並びに附則第四條の二第四項の規定の適用については、第二十三條第一項第十三号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第三十五條の三の六第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

道府県民税の所得割の課税標準の計算上その例によることとされる所得税法第六十九條の規定の適用については、租税特別措置法第三十八條の二第二項第二号の規定により適用されるところによる。

第三十三條第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）及び第三十四條の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第三十五條の三の六第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

第三十七條から第三十七條の四まで、附則第五條第一項、附則第五條の四第一項及び附則第五條の五第一項の規定の適用については、第三十七條中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第三十五條の三の六第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、第三十七條の二第一項中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第三十五條の三の六第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段、第三十七條の三、第三十七條の四、附則第五條第一項及び附則第五條の四第一項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第三十五條の三の六第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、第三十七條の五第一項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第三十五條の三の六第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、同条第十一項及び附則第五條の五第一項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第三十五條の三の六第一項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」と、附則第五條第一項各号中「課税総所得金額」とあるのは、「課税総所得金額及び附則第三十五條の三の六第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の合計額」とする。

五 附則第三條の三の規定の適用については、同条第一項及び第二項第一号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第三十五條の三の六第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは、「適用した場合の所得割の額並びに附則第三十五條の三の六第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、同項第二号及び同条第五項第三号中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第三十五條の三の六第一項の規定による道府県民税の所得割の額」とする。

六 前各号に定めるもののほか、第四十五條の二の規定による申告に関する特例その他前項の規定の適用がある場合における道府県民税に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

13

前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

市町村は、当分の間、市町村民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十八條の二第一項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合に、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第三十三條第一項及び第三十四條の二の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第三号の規定により読み替えて適用される第三十四條の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の三（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の四）に相当する金額に相当する市町村民税の所得割を課する。この場合において、特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、市町村民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

5

前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
第二十九條第一項（第七号から第九号まで、第十一号イ、第十二号ロ及び第十三号に係る部分に限る。）、第二十九條第五項（第二号に係る部分に限る。）、及び第三項、第三十四條の二第一項（第十号の二及び第十一号に係る部分に限る。）、及び第九項、第三十七條の六、附則第四條第十項並びに附則第四條の二第十項の規定の適用については、第二十九條第一項第十三号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第三十五條の三の六第四項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

市町村民税の所得割の課税標準の計算上その例によることとされる所得税法第六十九條の規定の適用については、租税特別措置法第三十八條の二第二項第二号の規定により適用されるところによる。

第三十三條第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）及び第三十四條の二の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第三十五條の三の六第四項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

第三十七條から第三十七條の四まで、附則第五條第一項、附則第五條の四第一項、附則第五條の五第一項及び附則第五條の六第一項の規定の適用については、第三十七條中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第三十五條の三の六第四項の規定による市町村民税の所得割の額」と、第三十七條の二第一項中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第三十五條の三の六第四項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段、第三十七條の三、第三十七條の四、附則第五條第一項及び附則第五條の四第一項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第三十五條の三の六第四項の規定による市町村民税の所得割の額」と、第三十七條の五第一項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第三十五條の三の六第四項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」と、同条第十一項及び附則第五條の五第一項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第三十五條の三の六第四項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」と、附則第五條第一項各号中「課税総所得金額」とあるのは、「課税総所得金額及び附則第三十五條の三の六第四項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の合計額」とする。

五 附則第三條の三の規定の適用については、同条第二項第三号及び第五項第一号中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第三十五條の三の六第四項の規定による市町村民税の所得割の額」と、同条第四項及び第五項第一号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第三十五條の三の六第四項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは、「適用した場合の所得割の額及び附則第三十五條の三の六第四項の規定による市町村民税の所得割の額」とする。

六 前各号に定めるもののほか、第三十七條の二の規定による申告に関する特例その他前項の規定の適用がある場合における市町村民税に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

6

前項に定めるもののほか、第四項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十五條の三の七 道府県民税の所得割の納税義務者の前年前三年以内の各年に生じた特定暗号資産に係る譲渡損失の金額（この項の規定により前年において控除されたものを除く。）は、当該特定暗号資産に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の道府県民税について特定暗号資産に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第四十五條の二第一項又は第三項の規定による申告書（第四項において準用する同条第四項の規定による申告書を含む。）以下この項において同じ。）を提出した場合（市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。）において、その後の年度分の道府県民税について連続してこれらの申告

一 当該非課税口座の開設の時から契約不履行等事由が生じた時までの間に他の保管口座への移管又は非課税口座内上場株式等に係る有価証券の当該市町村民税の所得割の納税義務者への返還（租税特別措置法第三十七條の十四第五項第六号ホ中）に規定する政令で定める事由による移管又は返還を除く。以下この号及び第四号において同じ。）があつた非課税口座内上場株式等については前項の規定の適用がなかつたものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時に、その移管又は返還があつた時における払出し時の金額により特定非課税累積投資契約において定められた方法に従つて行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

二 契約不履行等事由の発生となつた非課税口座内上場株式等及び契約不履行等事由が生じた時における当該非課税口座に係る非課税口座内上場株式等については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額により特定非課税累積投資契約において定められた方法に従つて行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

三 第二号の規定の適用を受ける当該非課税口座を開設していた市町村民税の所得割の納税義務者については、同号の移管又は返還があつた時に、その時における払出し時の金額をもつて当該移管又は返還による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同・銘柄の株式等の取得をしたものとみなす。

四 第三号の規定の適用を受ける当該非課税口座を開設していた市町村民税の所得割の納税義務者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもつて同号の非課税口座内上場株式等（租税特別措置法第三十七條の十四第五項第六号ホ）に規定する譲渡又は贈与がされたものを除く。）の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同・銘柄の株式等の取得をしたものと、第三号の非課税口座内上場株式等を贈与により取得した者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもつて当該非課税口座内上場株式等と同・銘柄の株式等の取得をしたものとそれぞれみなす。

五 前項の場合において、同項第一号から第三号までの規定により譲渡があつたものとみなされる非課税口座内上場株式等に係る収入金額が所得税法第三十三條第三項の規定の例によつて算定した当該非課税口座内上場株式等の取得費及びその譲渡に要した費用の額の合計額又はその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額は、市町村民税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなす。

六 附則第三十五條の三の第四項を同条第六項とし、同条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 非課税口座及び特定課税未成年者口座を開設する道府県民税の所得割の納税義務者の基準年の前年十二月三十一日までに当該非課税口座又は特定課税未成年者口座につき契約不履行等事由が生じた場合には、次に定めるところにより、道府県民税に関する規定を適用する。この場合には、政令で定めるところにより、第一号から第三号までの規定による非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

・ 当該非課税口座の開設の時から契約不履行等事由が生じた時までの間にした非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得については、当該契約不履行等事由が生じた時に、当該非課税口座内上場株式等の特定非課税累積投資契約において定められた方法に従つて行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

一 当該非課税口座の開設の時から契約不履行等事由が生じた時までの間に租税特別措置法第三十七條の十四第四項第一号に規定する他の保管口座（第八項において「他の保管口座」という。）への移管又は非課税口座内上場株式等に係る有価証券の当該道府県民税の所得割の納税義務者への返還（同条第五項第六号ホ中）に規定する政令で定める事由による移管又は返還を除く。以下この号及び第四号において同じ。）があつた非課税口座内上場株式等については前項の規定の適用がなかつたものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時に、その移管又は返還があつた時における払出し時の金額により特定非課税累積投資契約において定められた方法に従つて行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

二 契約不履行等事由の発生となつた非課税口座内上場株式等及び契約不履行等事由が生じた時における当該非課税口座に係る非課税口座内上場株式等については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額により特定非課税累積投資契約において定められた方法に従つて行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

三 第二号の規定の適用を受ける当該非課税口座を開設していた道府県民税の所得割の納税義務者については、同号の移管又は返還があつた時に、その時における払出し時の金額をもつて当該移管又は返還による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同・銘柄の株式等の取得をしたものとみなす。

四 第三号の規定の適用を受ける当該非課税口座を開設していた道府県民税の所得割の納税義務者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもつて同号の非課税口座内上場株式等（租税特別措置法第三十七條の十四第五項第六号ホ）に規定する譲渡又は贈与がされたものを除く。）の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同・銘柄の株式等の取得をしたものと、第三号の非課税口座内上場株式等を贈与により取得した者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもつて当該非課税口座内上場株式等と同・銘柄の株式等の取得をしたものとそれぞれみなす。

五 前項の場合において、同項第一号から第三号までの規定により譲渡があつたものとみなされる非課税口座内上場株式等に係る収入金額が所得税法第三十三條第三項の規定の例によつて算定した当該非課税口座内上場株式等の取得費及びその譲渡に要した費用の額の合計額又はその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額は、道府県民税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなす。

六 附則第三十五條の三の四第三項中「附則第三十五條の三の第四項」を一附則第三十五條の三の第五項に改め、同条を附則第三十五條の三の五とし、同条の次に次の一項を加える。

第三十五條の三の六 道府県は、当分の間、道府県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十八條の二第二項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第三十三條第一項及び第二項並びに第三十五條の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第三号の規定により読み替へて適用される第三十四條の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の二（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の二）に相当する金額に相当する道府県民税の所得割を課する。この場合において、特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、道府県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

8 非課税口座及び特定課税未成年者口座を開設する市町村民税の所得割の納税義務者の基準年の前年十二月三十一日までに当該非課税口座又は特定課税未成年者口座につき契約不履行等事由が生じた場合には、次に定めるところにより、市町村民税に関する規定を適用する。この場合には、政令で定めるところにより、第一号から第三号までの規定による非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

・ 当該非課税口座の開設の時から契約不履行等事由が生じた時までの間にした非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得については、当該契約不履行等事由が生じた時に、当該非課税口座内上場株式等の特定非課税累積投資契約において定められた方法に従つて行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

「上方円を超え六百万九十五万円以下の金額の項中「百分の七十一」とあるのは「百分の六十九・八」と、同表六百万九十五万円を超え九百万万円以下の金額の項中「百分の六十七」とあるのは「百分の六十六・七七」と、同表九百万万円を超え一千万万円以下の金額の項中「百分の五十七」とあるのは「百分の五十六・六七」と、同表一千万万円を超え四千万万円以下の金額の項中「百分の五十」

[illegible]

は、(零とする。)を加算した額」を加え、同項第 号中「第五項まで若しくは第十項まで」を「第十八項まで」に改め、「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に

- 三 この法律の施行地において公的年金等（所得税法第百三条の七の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第二百九十四条第一項第号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において政令で定める金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定親族（合計所得金額が八十五万円以下であるものに限り）を有する者（若しくは特定親族（合計所得金額が八十五万円以下であるものに限り）を有する者）
- 第二百九十七条の三の第五項中「第二項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
- 二 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 公的年金等受給者の名称
- 二 公的年金等受給者が、特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- 三 特定配偶者の氏名
- 四 扶養親族又は特定親族の氏名
- 五 その他総務省令で定める事項
- 第二百九十八条の八第三項、第八項、第十一項、第十九項、第二十二項各号及び第二十六項中「第九項」を「第十項」に改める。
- 第二百九十九条の次に次の一条を加える。
- （国税徴収法の例による市町村民税に係る滞納処分に関する移転命令違反の罪）
- 第三百三十二条の二 第二百三十一条第六項の場合において、正当な理由がなく、国税徴収法第七十一条の二第一項ただし書の規定の例により行う市町村の徴税吏員の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 二 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。
- 三 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものについて前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。
- 第四百四十条第四号ただし書中一の種別割を削る。
- 第四百四十八条第二項第一号の五中「昭和四十三年法律第百号」を削り、同項第八号中「特別史蹟、史蹟」を「特別史蹟、史跡」に改める。
- 第四百五十一条本文中「が土地」の下に「又は家屋」を加え、「家屋にあつては二十万円」を削り、「二百五十万円」を「一百八十万円」に改め、同条ただし書中「二十万円」を削り、「二百五十万円」を「一百八十万円」に改める。
- 第四百七十四条の次に次の一条を加える。
- （国税徴収法の例による固定資産税に係る滞納処分に関する移転命令違反の罪）
- 第三百七十四条の二 第二百七十一条第七項の場合において、正当な理由がなく、国税徴収法第七十一条の二第一項ただし書の規定の例により行う市町村の徴税吏員の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 二 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

- 第四百四十一条中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、同条第五号中「軽自動車に付加して一体となつて物として政令で定めるものを含む。」を削り、同号を同条第三号とし、同条第六号を第四号とし、第七号を第五号とし、第八号及び第九号を削る。
- 第四百四十二条第一項を次のように改める。
- 軽自動車税は、軽自動車等に対し、主たる定置場所所在の市町村において、その所有者に課する。
- 第四百四十三条第二項を削り、同条第三項中「一種別割」を「軽自動車税」に、「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。
- 第四百四十四条第一項中「軽自動車税の賦課徴収については」及び「前条第一項に規定する」というの軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は「を削り、同条第一項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第三項及び第四項を削る。
- 第四百四十六条及び第四百四十七条を削る。
- 第四百四十八条第四項中「第四百六十一条の七第六項及び第四百六十一条の十七第六項を」第四百六十一条第六項」に改め、同条を第四百四十六条とし、第四百四十九条を第四百四十七条とする。
- 第二款 賦課及び徴収
- 第四百六十一条の十六（見出しを含む）中「一種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第四百四十九条とする。
- 第四百六十一条の十七（見出しを含む）中「一種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第四百五十条とする。
- 第四百六十一条の十八の見出し及び同条第一項から第四項までの規定中「一種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第四百五十一条とする。
- 第四百六十一条の十九（見出しを含む）中「一種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第四百五十二条とする。
- 第四百六十一条の二十の見出し中「一種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第四百五十三条とする。
- 第四百六十一条の二十一の見出し中「一種別割」を「軽自動車税」に改め、同条中「一種別割」を「軽自動車税」に、「第四百六十一条の十九」を「第四百五十一条」に改め、同条を第四百五十四条とする。
- 第四百六十一条の二十二（見出しを含む）中「一種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第四百五十六条とする。
- 第四百六十一条の二十四の見出し中「一種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第一項中「一種別割」を「軽自動車税」に、「第四百六十一条の十七」を「第四百五十一条」に、「この款」を「この条、次条第一項及び第四百六十一条」に改め、同条第二項中「第四百六十一条の十七」を「第四百五十一条」に改め、同条を第四百五十七条とし、同条の次に次の款名を付する。
- 第三款 督促及び滞納処分
- 第四百六十一条の二十五の見出し及び同条第一項中「一種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第四百五十八条とする。
- 第四百六十一条の二十六の見出し中「一種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第四百五十九条とする。

第二百一条の次に次の条を加える。

(国税徴収法の例による賦課税に係る滞納処分に関する移転命令違反の罪)

第二百一条の二 第二百一条第六項の場合において、正当な理由がなく、国税徴収法第七十一条の二第一項ただし書の規定の例により行う道府県長の徴税吏員の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金刑を科する。

第二百八十六條の次に次の条を加える。

(国税徴収法の例による道府県法定外普通税に係る滞納処分に関する移転命令違反の罪)

第二百八十六條の二 第二百八十五條第六項の場合において、正当な理由がなく、国税徴収法第七十一条の二第一項ただし書の規定の例により行う道府県長の徴税吏員の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金刑を科する。

第二百九十一條 第四号イ及びロ中「第四十二條の四」の下に、「第四十二條の四の二」を加え、「第四十二條の二」の第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。」「第四十二條の二」を「第四十二條の四」の第一項から第五項まで及び第七項を除く。」「に改め、同項第六号中「第十九條の四」を「第十九條の五」に改め、同項第七号及び第九号中「五十八万円」を「六十一万円」に改める。

第二百九十九條 第四項「第三十三條第四項」の下に、「第三十三條の二」を加える。

第三百一十條 第一項中「一に係る所得を」を「(第三十三條第一項第十五号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。)に係る所得を」に改める。

第三百一十四條の二 第二項第六号中「第一項及び第八項並びに第三十三條の六」を「以下この款及び第三百一十七條の三の第三項第二号」に改め、同項第八号の二中「一十万円」を「一十、一十、一十」に改め、同項第十号中「この款」の下に「及び第三百一十七條の三の第三項」を加える。

第三百一十四條の七 第二項中「第一号、第四号及び第五号」を「この項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)の対象となる期間として総務省令で定める期間(第一号イ及び第五号において「指定対象期間」という。)を通じて第一号、第二号、第五号及び第六号」に「以下この項を「第三号及び第四号」に改め、」を「以下この項を「第三号及び第六号」に改め、」を加え、同項第五号中「第五項」を「第四項」に「しなかつたこと」を「しなかつた事実」に「したことを」を「した事実」に改め、「ないこと」の下に「これらの事実により既に指定の取消しを受けた場合を除く。」を加え、同項を同項第六号とし、同項第四号中「この項の規定により受けようとする指定の効力を生ずる日(前一年)を「指定対象期間の初日前四年」に「この項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)を「指定」に「前各号」を「前各号」に「適合していたことを」を「適合していなかつた事実がないこと(当該事実により既に第五項の規定による指定の取消し(以下この条において「指定の取消し」という。)を受けた場合を除く。))」に改め、同項を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の号を加える。

次に掲げる基準その他道府県等による第一号寄附金の使途に係る基準として総務大臣が定める基準に適合するものであること。

イ 都道府県等が指定対象期間において受領する第一号寄附金の額の合計額から当該指定対象期間における第一号寄附金の募集に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額を控除して得た額(ロ)において「寄附金活用可能額」というが、当該指定対象期間において受領する第一号寄附金の額の合計額の百分の六十に相当する金額以上であること。

ロ 寄附金活用可能額の使途に関する事項について、総務大臣の定めるところにより公表すること。

第三百一十四條の七 第二項中「第一号寄附金の募集の適正な実施に関し総務省令で定める事項を記載した申出書に、前項に規定する基準に適合していることを証する書類を添えて、これ」を「前項に規定する基準への適合性に関し総務省令で定める事項を記載した申出書その他総務省令で定める書類」に改め、同条第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、同項の次に次の項を加える。

6 総務大臣は、前項の規定により指定を取り消すときは、指定の取消しを受ける都道府県等について、三年以内の期間を定めて指定を行わない旨の決定をしなければならない。この場合において、指定の取消しを受けた都道府県等は、指定の取消しの日から起算して当該期間を経過するまでの間は、指定を受けることができない。

第三百一十四條の七 第七項中「前項の規定による指定の取消し(次項及び第十項において「指定の取消し」という。))」を「指定の取消し」に改め、同条第八項中「又は指定若しくは指定の取消し」を「指定又は指定の取消し及び第六項に規定する決定」に改め、同条第十一項中「当該金額が当該納税義務者の第三百一十四條の三及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、当該百分の二十に相当する金額を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の第三百一十四條の三及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額と百十五万八千円(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合に、百五十四万四千円)とのいずれか低い金額を超えるときは、当該いずれか低い金額とする。

第三百一十四條の七 第十一項第一号中「掲げる金額(以下この項を「掲げる金額」と当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十六條第二項に規定する基礎控除の額(租税特別措置法第四十一條の十六の二第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の額)から四十八万円を控除して得た額(当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。))との合計額(次号及び第三号)に改める。

第三百一十七條の三の第一項第一号中「除き」を「除く。次条第一項第二号において同じ。」「に改め、次条第一項において同じ」を削る。

第三百一十七條の三の第三項を次のように改める。

次に掲げる者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、公的年金等支払者(所得税法第二百一十條の六第一項に規定する申告書の提出の際に経山すべき同項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。))の支払者(以下この条において「同じ」)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経山して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

所得税法第二百一十條の六第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

二 この法律の施行地において公的年金等(所得税法第二百一十條の七の規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受ける第二百九十四條第一項第一号に掲げる者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。))をいう。次号及び次項第三号において同じ。)(退職手当等(第二百一十八條に規定する退職手当等に限る。以下この号において「同じ」に係る所得を有する者に限る。))又は扶養親族(年齢十六歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。))若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。))を有する者

